

## 学校施設を使用される団体の皆様へ

日頃から、学校施設の使用に当たり、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

学校施設は、学校教育上支障のない範囲で利用できる施設です。一部の団体において、ルールを守っていただけず、学校施設の使用に支障が生じるおそれのあるケースも発生しています。

使用責任者は、団体の活動に責任を持ち、団体のメンバーに対してもルールを守ることを徹底し、適切な使用にご協力ください。

- 1 使用責任者は、学校施設使用許可書を必ず携帯し、使用開始時に、学校の施設管理員に提示し、確認を受けて使用するとともに、使用に当たっては施設管理員の指示に従ってください。  
学校施設使用許可書を持参することなく施設管理員に不適切な要求をすることは、厳に慎んでください。
- 2 学校敷地内は、禁煙（紙たばこ・電子たばこ・加熱式たばこ）です。また、学校周辺の方のご迷惑となりますことから、学校周辺における路上喫煙についてもお配慮ください。
- 3 各学校に自動販売機が設置されておりますが、ゴミ箱は設置しておりませんので、空き缶・ペットボトルは、必ずお持ち帰りください。
- 4 使用後は、校庭の整備、体育館の清掃等を必ず行ってください。ゴミも必ずお持ち帰りください。
- 5 水道の蛇口の閉め忘れ、空調の電源オフ、電気の消灯、使用した物の原状回復、出入口の施錠などについて、退去時に必ず確認し、適切な状態にしてください。
- 6 学校施設によっては、住宅と密接しているため、周辺に迷惑とならないようにご配慮ください。（例：大声での会話、路上駐車（長期間の待機）等）
- 7 学校施設使用中に施設、物品等を破損したときは、使用責任者は速やかに学校及び生涯学習課に報告してください。
- 8 機械警備のセット方法については、学校施設使用許可書の提示時にあらかじめ施設管理員に確認してください。セットを間違えたり、セットができない場合は、必ず 042-524-7401（セコム㈱）に電話してください。
- 9 施設使用权の転貸及び譲渡は使用する団体の責任者が不明確になるので禁止します。発見した場合は、その場で使用を停止するとともに双方に使用禁止の処置をいたします。

また、団体申請の内容と使用実態とに相違がみられる場合（例：営利目的と認められるとき等）は、使用の停止又は使用承認を取り消すことがあります。